

木曾岬町国土強靱化地域計画

令和3年3月

木曾岬町

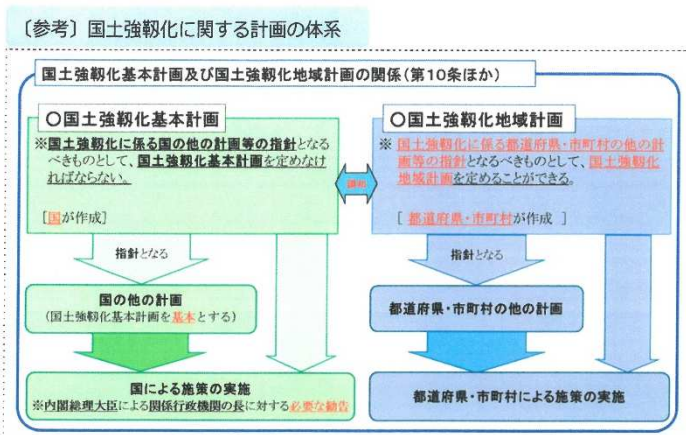
(目 次)

第1章	計画の策定趣旨、位置づけ	P 1
	(1) 木曾岬町国土強靱化地域計画策定の趣旨	
	(2) 木曾岬町国土強靱化地域計画の位置付け	
第2章	基本的な考え方	P 2
	(1) 基本的な方針	
	(2) 地域計画の基本目標	
	(3) 事前に備えるべき目標	
	(4) 計画期間	
第3章	リスクシナリオ（最悪の事態）、施策分野・横断的分野の設定	P 4
	(1) 対象とする災害（リスク）	
	(2) リスクシナリオ（起きてはならない最悪の事態）	
	(3) 施策分野の設定	
第4章	脆弱性評価	P 7
	(1) 脆弱性評価の考え方	
	(2) 脆弱性の分析・評価	
第5章	リスクへの対応方策の検討	P 2 2
	(1) 各プログラムの推進方針	
	(2) 施策分野ごとの取組	
	(3) リスクシナリオと施策分野の相関（マトリクス）	
	(4) 対応方策の重点化	
第6章	計画の着実な推進	P 2 9
	(1) PDCAサイクルによる計画推進	
	(2) 推進体制	
	(3) 本計画の見直し	
別紙1	施策分野ごとの取組	P 3 0
別紙2	リスクシナリオと施策分野の相関（マトリクス）	P 4 5

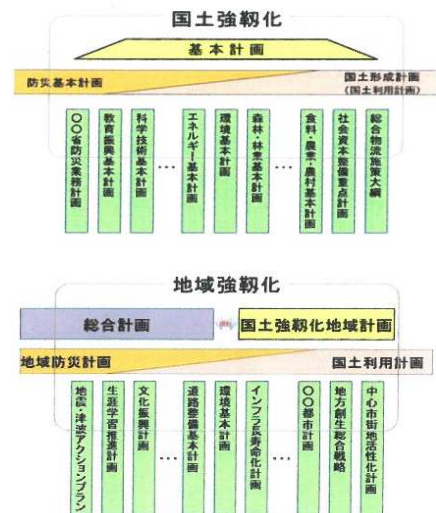
第1章 計画の策定趣旨、位置づけ

(1) 木曾岬町国土強靱化地域計画策定の趣旨

木曾岬町（以下「本町」という。）における大規模自然災害のあらゆるリスクを見据えつつ、災害により重要な機能が機能不全に陥らない「強さ」と、迅速な復旧・復興を可能とする「しなやかさ」をもつ本町の地域強靱化を目指して、「強くしなやかな国民生活の実現を図るための防災・減災等に資する国土強靱化基本法（平成 25 年 12 月法律第 95号。以下「基本法」という。）第10条に基づく国土強靱化基本計画（以下「基本計画」という。）」との調和を図りつつ、「同法第13条に基づく国土強靱化地域計画（以下「地域計画」という。）」として、「木曾岬町木曾岬町国土強靱化地域計画（以下「本計画」という。）」を策定します。

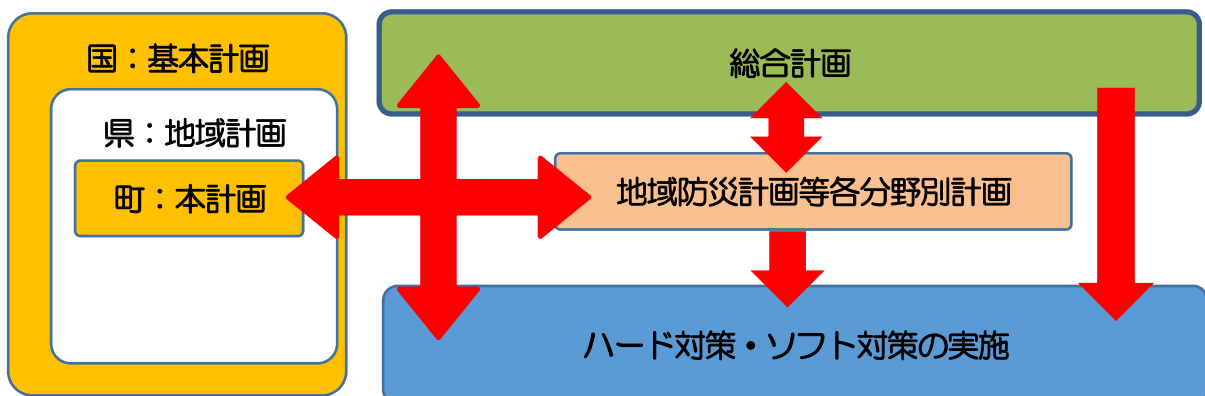


＜出典：国土強靱化地域計画策定ガイドライン（第6版）基本編より＞



(2) 木曾岬町国土強靱化地域計画の位置付け

本計画は、基本法第13条に基づき三重県が策定する地域計画と調和を図りつつ、木曾岬町の総合計画と連携を図り、地域防災計画等の各分野別計画の指針の一つとして位置づけます。



第2章 基本的な考え方

(1) 基本的な方針

① 国土強靱化の取組姿勢

- ・本町の強靱性を損なう本質的原因として何が存在しているのかをあらゆる側面から吟味しつつ、取り組みます。
- ・短期的な視点によらず、強靱性確保の遅延による被害拡大を見据えて、長期的な視野を持って計画的に取り組みます。

② 適切な施策の組み合わせ

- ・災害リスクや地域の状況等に依じて、防災施設の整備、施設の耐震化、代替施設の確保などのハード対策と訓練・防災教育などのソフト対策を適切に組み合わせ、効果的に施策を推進するとともに、このための体制を早急に整備します。
- ・「自助」、「共助」、「公助」を適切に組み合わせ、国、県、町、町民、民間事業者等が適切に連携及び役割分担をして取り組みます。

(2) 地域計画の基本目標

基本計画に定める目標と調和を図りつつ、既に地域計画を策定した三重県との連携を十分に考慮した上で、本町における「基本目標」を以下のとおり設定します。

【基本目標】

- I. 人命の保護が最大限図られること
- II. 本町及び社会の重要な機能が致命的な障害を受けず維持されること
- III. 町民の財産及び公共施設に係る被害の最小化が図られること
- IV. 迅速な復旧復興に資すること

(3) 事前に備えるべき目標

国の脆弱性評価においては、これらの「基本目標」を、大規模自然災害を想定して具体化し、次の8つを「事前に備えるべき目標」として設定します。

【事前に備えるべき目標】

1. 直接死を最大限防ぐ
2. 救助・救急、医療活動等が迅速に行われるとともに、被災者等の健康・避難生活環境を確実に確保する
3. 必要不可欠な行政機能は確保する
4. 必要不可欠な情報通信機能・情報サービスは確保する

5. 経済活動を機能不全に陥らせない
6. ライフライン、燃料供給関連施設、交通ネットワーク等の被害を最小限に留めるとともに、早期に復旧させる
7. 制御不能な複合災害・二次災害を発生させない
8. 社会・経済が迅速かつ従前より強靱な姿で復興できる条件を整備する

(4) 計画期間

本計画において、本町の内外における社会経済情勢の変化や国、三重県及び本町を通じた国土強靱化施策の推進状況などを考慮し、概ね5年を計画期間とします。

第3章 リスクシナリオ（最悪の事態）、施策分野・横断的分野の設定

（1）対象とする災害（リスク）

本町においては、南海トラフ地震の発生が危惧されていること、また、近年、大型化する台風に伴う高潮や大雨等による被害が甚大化する傾向となってきたこと等を踏まえ、大規模自然災害を想定リスクとして捉え、脆弱性評価を行います。

（2）リスクシナリオ（起きてはならない最悪の事態）

国土強靱化の「基本目標」の達成に向け、基本計画に掲げる45の「リスクシナリオ（起きてはならない最悪の事態）」を参考に、本町の地域特性を踏まえて、以下のとおり8つの「事前に備えるべき目標」に対する29の「リスクシナリオ（起きてはならない最悪の事態）」を設定します。

表3-1 リスクシナリオ（起きてはならない最悪の事態）

基本目標	事前に備えるべき目標		リスクシナリオ（起きてはならない最悪の事態）
Ⅰ. 人命の保護が最大限図られること	1 直接死を最大限防ぐ	1-1	建物・交通施設等の複合的・大規模倒壊による多数の死傷者の発生
		1-2	広域にわたる大規模津波等による多数の死傷者の発生
		1-3	風水害による広域かつ長期的な町内全域の浸水
		1-4	情報伝達の不備等による避難行動の遅れ等で多数の死傷者の発生
Ⅱ. 本町及び社会の重要な機能が致命的な障害を受けず維持されること	2 救助・救急、医療活動等が迅速に行われるとともに、被災者等の健康・避難生活環境を確実に確保する	2-1	被災地での食料・飲料水等、生命に関わる物資供給の長期停止
		2-2	消防等の被災等による救助・救急活動等の絶対的不足
		2-3	救助・救急、医療活動のためのエネルギー供給の長期途絶
		2-4	医療施設及び関係者の絶対的不足・被災、支援ルートの途絶による医療機能の麻痺
		2-5	被災地における疫病・感染症等の大規模発生
3 必要不可欠な行政機能は確保する	3-1	町の職員・施設等の被災による行政機能の大幅な低下	
4 必要不可欠な情報通信機能・情報サービスは確保する	4-1	電力供給停止等による情報通信の麻痺・長期停止	
	4-2	災害情報が必要な者に伝達できない事態	

Ⅲ. 町民の財産及び公共施設に係る被害の最小化が図られること Ⅳ. 迅速な復旧復興に資すること	5	経済活動を機能不全に陥らせない	5-1	サプライチェーンの寸断等による企業の生産力低下
			5-2	基幹的陸上交通ネットワークの機能停止
			5-3	食料・水等の安定供給の停滞
	6	ライフライン、燃料供給関連施設、交通ネットワーク等の被害を最小限に留めるとともに、早期に復旧させる	6-1	電力供給ネットワーク（発電所、送配電設備）や石油・LPガス、サプライチェーンの機能の停止
			6-2	上水道等の長期間にわたる供給停止
			6-3	汚水処理施設等の長期間にわたる機能停止
			6-4	地域交通ネットワークが分断する事態
	7	制御不能な複合災害・二次災害を発生させない	7-1	沿道の建物倒壊による直接的な被害及び交通麻痺
			7-2	防災施設等の損壊・機能不全による二次災害の発生
			7-3	有害物質の大規模拡散・流出
			7-4	農地等の荒廃による被害の拡大
			7-5	風評被害による農産物等に対する経済的な影響
	8	社会・経済が迅速かつ従前より強靱な姿で復興できる条件を整備する	8-1	大量に発生する災害廃棄物の処理の停滞により復旧・復興が大幅に遅れる事態
			8-2	道路啓開等の復旧を担う人材等（専門家、コーディネーター、労働者、地域に精通した技術者等）の不足により復旧・復興が大幅に遅れる事態
			8-3	地域コミュニティの崩壊により復旧・復興が大幅に遅れる事態
8-4			基幹インフラの損壊により復旧・復興が大幅に遅れる事態	
8-5			広域地盤沈下等による広域・長期にわたる浸水被害の発生により復旧・復興が大幅に遅れる事態	

(3) 施策分野の設定

本町の行政機構を踏まえつつ、リスクシナリオ（起きてはならない最悪の事態）を回避する施策を行うため、以下の10の「施策分野（AからJ）」を設定します。

表3-2 施策分野

基本目標	事前に備えるべき目標	リスクシナリオ 起きてはならない最悪の事態	施策分野									
			A	B	C	D	E	F	G	H	I	J
			行政機能・消防	防災・危機管理	町民・地域コミュニティ	環境	産業経済・農業	福祉・保健医療	都市整備	土木	教育	上下水道

(4) リスクシナリオと施策分野の相関（マトリクス）

「29のリスクシナリオ（起きてはならない最悪の事態）を横軸とし、10の施策「施策分野（A～J）」のリスクを縦軸に設定し、「別紙2」のとおり、取りまとめます。

表3-3 リスクシナリオと施策分野の相関（マトリクス）

表3-1 リスクシナリオ （起きてはならない最悪の事態）	表3-2 施策分野
------------------------------------	--------------

第4章 脆弱性評価

(1) 脆弱性評価の考え方

大規模自然災害等に対する脆弱性の評価は、必要な施策の効率的かつ効果的な実施につながることから、国土強靱化を進める上で必要不可欠なプロセスであり、基本計画においては、この規定に基づき実施された脆弱性の評価結果を踏まえ、施策の推進方策が取りまとめられています。

このことから、本町においても、施策の推進に必要な事項を明らかにするため、国や県が実施した評価方法や「国土強靱化地域計画策定ガイドライン」を参考に、脆弱性評価を実施します。

縦軸には「表3-1」のとおり、「事前に備えるべき目標」及び「リスクシナリオ（起きてはならない最悪の事態）」を、横軸には、「表3-2」のとおり、「施策分野」を配置したマトリクス表を作成し、縦横軸の交差する各枠に、現在各課で行われている強靱化に寄与する施策（プログラム）を整理し、「リスクシナリオ（起きてはならない最悪の事態）」に対応すべき施策の漏れの有無や特定の施策分野への偏りの有無の観点から脆弱性を評価します。

(2) 脆弱性の分析・評価

第3章の(2)で設定した29の「リスクシナリオ（起きてはならない最悪の事態）」ごとに、事態回避に資する現行施策を抽出し、次のとおり各施策の取組状況や課題を整理して、それぞれの施策の対応状況について、相関関係を「表3-2」で分析・評価します。

1 直接死を最大限防ぐ

1-1 建物・交通施設等の複合的・大規模倒壊による多数の死傷者の発生

<建物内の家具類転倒防止の啓発>

- ・大規模震災時に家具類等の転倒、落下による事故を防止するため、家具類等の安全対策についての啓発を更に推進する必要がある。

(危機管理課)【C-②】

<防災学習・防災訓練の支援>

- ・町民一人ひとりが正しい知識を身につけ、気象庁や町から伝達される情報を正しく理解して避難行動に移ることができるよう、小中学校での防災学習の充実や地域での防災訓練を支援する必要がある。

(危機管理課)【B-①】【C-②】

<住宅・建築物等の耐震化>

- ・住まいと街の安全性を高めるために、倒壊の恐れのある昭和56年5月31日以前に建築された木造住宅について、耐震診断の受診を促進すると共に、補強が必要な場合の設計・工事への支援を行い、住宅の耐震化を促進する必要がある。

(建設課)【G-①】

<沿道建築物の倒壊防止等>

- ・避難行動中の路上での二次災害を防止するため、沿道のブロック塀の倒壊防止、屋外広告板・窓ガラス等の落下防止等について推進する必要がある。また、災害時の住民の避難や緊急車両の通行に重要な、緊急輸送道路や幹線道路の沿道建築物について、耐震診断の受診を啓発すると共に、補強が必要な場合の設計・工事への支援を行い建築物の耐震化を促進する必要がある。

(建設課)【G-①】

<消防体制の充実強化>

- ・消防資機材・消防水利の整備と隊員の教育訓練を充実させる必要がある。
- ・三重北消防指令センターのスムーズな運用に努める必要がある。

(危機管理課)【A-⑥】

<火災予防対策の推進>

- ・防火対象物への立入検査の強化及び違反対象物への是正指導の推進に努める必要がある。
- ・住宅用火災警報器の設置および適切な維持管理についての普及啓発に努める必要がある。
- ・火災予防運動や高齢者世帯の防火診断などにより、町民の防火意識を高める必要がある。

(危機管理課)【A-④】【C-②】

<狭あい道路の整備促進>

- ・幅員の狭い道路、いわゆる「狭あい道路」は、大規模自然災害時に避難・救助活動や消火活動が遅れ被害拡大の恐れがあることから、道幅の狭い道路を解消し、幅員の広い道路に整備していく必要がある。

(建設課)【H-③】

<学校施設の長寿命化>

- ・町立小中学校の校舎及び屋内運動場については、既に耐震化は完了しているが、施設の建設後、相当年数が経過しているため、早期に長寿命化計画を策定し、計画的な改修を行うことにより施設の長寿命化を図る必要がある。

(教育課)【A-①】【I-①】

1-2 広域にわたる大規模津波等による多数の死傷者の発生

<津波ハザードマップの活用推進>

- ・津波ハザードマップを活用して危険区域の周知等のソフト対策を推進する必要がある。
- ・情報通信技術（ICT）を活用した津波情報の収集、町民への伝達体制を構築する必要がある。
（危機管理課）【B-⑥】

<大規模災害を考慮した都市づくり>

- ・想定される地震・津波災害対策に向け、防災基盤の整備および防災体制の強化等に係る基本的な考え方を示し、木曾岬町都市計画マスタープランに反映していく必要がある。
（総務政策課）【G-②】

<水門の自動化、遠隔操作化>

- ・木曾川鍋田上水門は自動化・遠隔操作化されるが、鍋田川下水門については、手動操作となっているため、自動化・遠隔操作化を検討する必要がある。
（建設課）【H-④】

<木曾川・鍋田川における堤防の耐震・液状化対策>

- ・南海トラフ巨大地震等に備えた河川堤防の耐震・液状化対策をする必要がある。
（建設課）【H-⑤】

1-3 風水害による広域かつ長期的な町内全域の浸水

<洪水ハザードマップの活用推進>

- ・洪水ハザードマップを活用して危険区域の周知等のソフト対策を推進する必要がある。
（危機管理課）【B-⑥】

<高潮ハザードマップの活用推進>

- ・高潮ハザードマップを活用して危険区域の周知等のソフト対策を推進する必要がある。
- ・高潮での浸水により町内避難施設が利用できないことから、平常時より広域避難の訓練を実施する必要がある。
（危機管理課）【B-⑥】

<警戒・避難情報の体制整備>

- ・洪水、高潮に関する警戒情報や避難情報を、町民や観光客に対し迅速かつ的確に伝える体制を整備する必要がある。
（危機管理課）【B-⑥】

<下水道施設の老朽化・耐震化対策>

- ・下水道施設の老朽化対策や耐震対策を推進する必要がある。

(建設課)【J-②】

<農業用施設等の整備・改善・更新>

- ・農地・農業用施設の湛水被害の解消対策や、自然環境や社会情勢の変化等によって機能低下した農業用排水施設等の整備・改善・更新の必要がある。

(産業課)【E-②】

- ・海拔0m以下の地域では、大規模・長時間に亘る停電時に対応可能な排水施設等の整備の必要がある。

(産業課)【E-②】

- ・河川洪水時に自然流下が不可能となる地域では、内水排除について排水ポンプの能力強化等を進める必要がある。

(産業課)【E-②】

- ・排水施設が浸水した場合に備え、耐水扉の設置や、ポンプ機器類の高所化を図る必要がある。

(産業課)【E-②】

<木曾川下流部、鍋田川における高潮対策>

- ・大型台風に備えた木曾川・鍋田川下流部の高潮堤防補強対策を推進する必要がある。

(建設課)【H-④】【H-⑤】

<木曾川下流部における洪水対策>

- ・集中豪雨等による洪水に対する「水防災意識社会 再構築ビジョン」に基づくハード対策及びソフト対策を一体的かつ計画的に進める必要がある。

(危機管理課)(建設課)【H-⑤】

1-4 情報伝達の不備等による避難行動の遅れ等で多数の死傷者の発生

<災害対策本部の体制強化>

- ・国、県、町の防災関係機関において迅速、的確に情報を収集し、伝達できるよう災害対策本部の体制を更に強化する必要がある。

(危機管理課)【B-②】

<防災行政無線等の更新>

- ・災害情報伝達手段としての防災行政無線や戸別受信機等を計画的に改修・更新する必要がある。

(危機管理課)【B-⑥】

<防災情報システムの導入や防災対策のICT化>

- ・災害情報を迅速に収集、分析し、適確な災害対策を立案、実施するため、防災情報システムを導入するなど、防災対策のICT化を推進する必要がある。

(危機管理課)【B-⑥】

<災害情報収集のSNS等の活用>

- ・災害情報の収集、発信手段としてSNS等を活用することを検討する必要がある。

(危機管理課)【B-⑥】

<防災情報の多言語化>

- ・災害時に外国人の安全を確保するため、防災情報の多言語化を図る必要がある。

(危機管理課)【A-③】

2 救助・救急、医療活動等が迅速に行われるとともに、被害者等の健康・避難生活環境を確実に確保する

2-1 被災地での食料・飲料水等、生命に関わる物資供給の長期停止

<関係機関との連絡体制の構築および連携体制の強化>

- ・受援体制を確立するため、災害時受援計画を策定するとともに、自治体間の相互応援協定や民間事業者等との協定を結び、円滑な応急対策及び復旧対策が実施できるよう、平常時から関係機関との連絡体制の構築等、連携体制の強化を図る必要がある。

(危機管理課)【B-②】【B-③】

<民間事業者等との連携強化>

- ・民間事業者等と大規模災害発生時における物資の供給や輸送及び荷さばき業務等に関する応援協定を推進し、災害時に、さらなる迅速な調達・輸送が行えるよう、訓練等により連携を強化する必要がある。

(危機管理課)【B-③】

<個人備蓄の啓発活動>

- ・水や飲料など個人備蓄にかかる意識の浸透と定着をめざして、啓発活動を実施する必要がある。

(危機管理課)【B-⑤】

<公的備蓄の維持・充実>

- ・避難者に食料、飲料水等を提供するため、公的備蓄を維持・充実する必要がある。

(危機管理課)【B-⑤】

2-2 消防等の被災等による救助・救急活動等の絶対的不足

<消防体制の充実強化>

- ・消防本部の高台移転と消防庁舎移転等の検討を進める必要がある。
- ・緊急消防援助隊の受け入れと出動が、円滑に進むよう態勢を整える必要がある。

(危機管理課)【A-⑤】

<消防団の強化>

- ・消防団員の処遇の改善により、消防団に入団しやすい環境づくりを進める必要がある。
- ・消防団員の活動を充実させるため、さらに教育訓練を行い、また、消防団施設や車両、安全装備品などの整備を行う必要がある。

(危機管理課)【A-⑤】【A-⑥】

2-3 救助・救急、医療活動のためのエネルギー供給の長期途絶

<燃料供給事業者との訓練の実施・検証>

- ・町役場、消防署や医療機関等において必要とする非常用発電設備用の石油燃料や緊急車両への燃料を確保するため、石油業協同組合など燃料供給事業者との協定に基づく訓練の実施や検証を行う必要がある。

(危機管理課)【B-①】

2-4 医療施設及び関係者の絶対的不足・被災、支援ルートの途絶による医療機能の麻痺

<災害ヘリポートの指定>

- ・重症傷病者を速やかに処置し搬送するために、ドクターヘリが安全に着陸できるヘリポートの指定を進める必要がある。

(危機管理課)【F-①】

<救命講習の啓発>

- ・災害時の救命率を高めるため、町民に対し開催している救命講習について、受講者数を増やしていく必要がある。

(危機管理課)【C-②】

<医薬品等の調達方法や救護班の運用検討>

- ・災害時には救護所を設置することとしており、救護活動について、一般社団法人桑名医師会と救護所で使用する医薬品等の調達方法や救護班の運用等を検討する必要がある。

(福祉健康課)(危機管理課)【F-①】

<救急救命体制の強化>

- ・救急救命士、指導救命士の養成と教育訓練を充実させ、救急救命士の資質の向上をめざす必要がある。
- ・救急件数の増加に対応するため、救急車の適正利用を呼びかけ、救急車の医療機関への収容時間の短縮を進める必要がある。

(危機管理課)【A-②】【F-①】

<災害医療体制の充実・強化>

- ・災害時の医療体制を確保するため、緊急時における関係機関や医師会等各種団体との協力、連携体制やDMA Tの受援体制を強化する必要がある。

・災害時の医療救護活動を迅速に実施するため、医師会等各種団体と連携し、救護班の編成体制を整える必要がある。

(福祉健康課)【A-①】【F-①】

2-5 被災地における疫病・感染症等の大規模発生

<感染症に関する資機材の整備>

・災害発生時の生活環境の悪化、被災者の抵抗力の低下等による感染症等の発生を抑えるため、感染症に関する資機材の整備を行う必要がある。

(福祉健康課)(危機管理課)【B-⑤】【C-③】

<医薬品等の調達方法や救護班の運用検討>

・災害時には救護所を設置することとしており、救護活動について、一般社団法人桑名医師会と救護所で使用する医薬品等の調達方法や救護班の運用等を検討する必要がある。

(福祉健康課)(危機管理課)【F-①】

<応急手当普及員の育成>

・大規模災害時には応急手当が重要になってくるため、更なる応急手当普及員の育成をする必要がある。

(危機管理課)【C-①】

<要配慮者への受入体制整備>

・指定避難所における長期避難生活が困難となる高齢者や障害者などの要配慮者が二次的に避難する場所を確保するため、社会福祉施設への受入体制の整備を推進する必要がある。

(危機管理課)【J-④】

<トイレの備蓄整備推進>

・避難所トイレの不足が危惧されるため、トイレ処理セット等の備蓄を推進する必要がある。

(危機管理課)【J-④】

<予防接種の促進>

・感染症の発生・まん延を防ぐため、平常時から予防接種を促進する必要がある。

(福祉健康課)【F-②】

3 必要不可欠な行政機能は確保する

3-1 町の職員・施設等の被災による行政機能の大幅な低下

<町職員の防災意識の向上>

- ・職員に対して、災害時の適正な判断力や災害対応力を養成し、迅速かつ確かな災害応急対策を実施できるよう、災害対応についての研修や各所属の役割と自己の任務について習熟しておくなど防災教育の徹底と意識向上を図る必要がある。

(総務政策課)【A-②】

<町の施設の機能確保>

防災拠点となる庁舎は、行政・社会機能の維持を最優先で確保しなければならないことから

- ・行政棟は、最大津波高を考慮した高さのピロティとすることで浸水に強い構造としている。
- ・4階部分に防災指令本部、資機材倉庫、防災行政無線室および排水機集中管理室等、防災拠点としての機能を集中させると共に、72時間稼働の非常用自家発電機を屋上に設置するなど、総合的な防災機能を有した庁舎としている。
- ・台風が巨大化しており、降雨量も増大しているため、窓ガラスの飛散等についても備える必要がある。

(総務政策課)【A-①】【B-⑦】

<応援部隊やボランティア団体の受け入れ拠点整備>

- ・災害発生時に広域的な応援を受けられるよう、自衛隊・警察・消防・TEC-FORCE(緊急災害対策派遣隊)等の応援部隊やボランティア団体の受け入れ拠点を早急に整備する必要がある。

(危機管理課)【A-①】【B-④】【C-④】

<木曾岬町業務継続計画の改定等>

- ・木曾岬町業務継続計画の改定や訓練実施による実行性を向上させる必要がある。

(総務政策課)(危機管理課)【A-②】【B-②】

<非常用電源の充実や再生可能エネルギーの導入>

- ・電力供給遮断などの非常時に、避難住民の受け入れを行う避難所や防災拠点等(公共施設等)において、機能維持等に必要不可欠な電力を確保するため、非常用電源の充実や、再生可能エネルギー等の導入を推進する必要がある。

(危機管理課)(各施設管理者)【B-⑦】

<災害対応職員の食糧確保>

- ・行政機能を低下させることなく継続させるためには、24時間体制で対応に当たる職員の食糧の確保については、備蓄食糧を整備するための予算措置もないことから現状では備蓄困難であるため、その方策を検討する必要がある。(危機管理課)【A-②】

＜防災訓練や研修の実施＞

- ・災害時に職員の適正な判断力や対応力を養成し、迅速かつ的確な災害応急対策を実施できるよう、防災訓練の実施や研修を実施する必要がある。

(危機管理課)【A-②】

4 必要不可欠な情報通信機能・情報サービスは確保する

4-1 電力供給停止等による情報通信の麻痺・長期停止

＜非常用電源の充実及び再生可能エネルギーの導入＞

- ・電力供給遮断などの非常時に、避難住民の受入れを行う避難所や防災拠点等（公共施設等）において、機能維持等に必要不可欠な電力を確保するため、非常用電源の充実や、再生可能エネルギー等の導入を推進する必要がある。

(危機管理課) (各施設管理者)【B-⑦】

4-2 災害情報が必要な者に伝達できない事態

＜木曾岬町災害時緊急メールの登録推進＞

- ・災害情報伝達手段のひとつとして「木曾岬町配信メール（緊急災害）」の登録を推進する必要がある。

(危機管理課)【B-⑥】

5 経済活動を機能不全に陥らせない

5-1 サプライチェーンの寸断等による企業の生産力低下

＜事業継続計画（BCP）の策定支援＞

- ・災害時における顧客・従業員等の安全確保、被災による生産能力の低下や資産の喪失を最小限に留め、災害による地域の雇用や産業への影響をおさえるため、各企業・事業所の防災計画や事業継続計画（BCP）の策定を支援し、企業の災害対応力の向上を図る必要がある。

(産業課)【A-②】

＜積極的な融資計画の推進＞

- ・大規模災害発生時において、被災者、中小企業者及び農林漁業者等に対し、つなぎ融資の手段を講ずるとともに、あらゆる融資制度を活用して、積極的な資金の融資計画を推進する必要がある。

(産業課)【E-①】

5-2 基幹的陸上交通ネットワークの機能停止

<輸送機関の確保>

- ・災害発生時には地域交通ネットワークが分断されるおそれがあることから、災害時における輸送機関の確保について検討する必要がある。

(危機管理課)【G-③】

<基幹的交通インフラの安全性の確保>

- ・災害発生時の高規格幹線道路や直轄国道における途絶により経済活動が機能不全に陥る恐れがあるため、国、県等関係団体と連携し、道路ネットワークの整備を推進する必要がある。

(建設課)【H-②】

<道路啓開体制の整備>

- ・大規模災害発生時における緊急輸送路等の途絶の恐れがあるため、国、県、他市町及び建設企業と連携し、迅速な道路啓開の体制整備を推進する必要がある。

(建設課)【H-②】

5-3 食料・水等の安定供給の停滞

<物資の供給等の応援協定の推進>

- ・民間事業者等と大規模災害発生時における物資の供給や輸送及び荷さばき業務等に関する応援協定を推進し、災害時に、さらなる迅速な調達・輸送が行えるよう、訓練等により連携を強化する必要がある。

(危機管理課)【B-③】

<個人備蓄の意識定着>

- ・水や飲料など個人備蓄にかかる意識の浸透と定着をめざして、啓発活動を実施する必要がある。

(危機管理課)【B-⑤】

<公的備蓄の維持・充実>

- ・避難者に食料、飲料水等を提供するため、公的備蓄を維持・充実する必要がある。

(危機管理課)【B-⑤】

6 ライフライン、燃料供給関連施設、交通ネットワーク等の被害を最小限に留めるとともに、早期に復旧させる

6-1 電力供給ネットワーク（発電所、送配電設備）や石油・LPガス、サプライチェーンの機能停止

<燃料確保の協定や運搬給油の体制確立>

- ・大規模災害時に燃料不足状態に陥り、応急対策の遅れ等が発生することを防ぐため、石油、ガス等の燃料

の確保のための協定の締結や円滑な運搬給油のための体制を確立する必要がある。

(危機管理課)【B-③】

6-2 上水道等の長期間にわたる供給停止

<個人備蓄の意識定着>

- ・水や飲料など個人備蓄にかかる意識の浸透と定着をめざして、啓発活動を実施する必要がある。

(危機管理課)【B-⑤】

<公的備蓄の維持・充実>

- ・避難者に食料、飲料水等を提供するため、公的備蓄を維持・充実する必要がある。

(危機管理課)【B-⑤】

<水道施設の耐震化等>

上水道施設及び管路の耐震化及び老朽化施設の更新整備を進める必要がある。

(建設課)【J-①】

<相互応援体制の充実>

- ・近隣市町との連携を強化する必要がある。
- ・水道団体等による合同防災訓練を通じ、相互応援体制の充実を図る必要がある。

(建設課)【B-③】【J-③】

<危機管理体制の確立>

- ・災害時に備え、備蓄品給水タンク等の備蓄数、備蓄場所の見直しを実施し、応急給水体制の最適化に努める必要がある。
- ・応急給水拠点の確保、応急復旧資機材の備蓄を行う必要がある。

(建設課)【B-⑤】【J-③】

6-3 汚水処理施設等の長期間にわたる機能停止

<トイレの備蓄整備推進>

- ・避難所トイレの不足が危惧されるため、トイレ処理セット等の備蓄の整備を推進する必要がある。

(危機管理課)【J-④】

<汚水処理施設の耐震化>

- ・下水道施設の管路や施設等の耐震化を図る必要がある。
- ・下水道処理施設等のストックマネジメント計画の策定、実施を行い施設の延命化を図る必要がある。
- ・停電時等の緊急時の運転、管理体制の強化等を行う必要がある。

(建設課)【J-③】

6-4 地域交通ネットワークが分断する事態

<輸送機関の確保>

・災害発生時には地域交通ネットワークが分断される恐れがあることから、災害時における輸送機関の確保について検討する必要がある。

(危機管理課)【G-③】

<道路啓開体制の整備>

・大規模災害発生時における地域交通ネットワークの途絶の恐れがあるため、国、県、他市町及び建設企業と連携し、迅速な道路啓開の体制整備を推進する必要がある。

(建設課)【H-②】

<道路ネットワークの整備>

・大規模自然災害発生時における地域交通ネットワークが分断される恐れがあることから、バイパス・道路拡幅等により、町管理道路をはじめとする地域を繋ぐ道路ネットワークの整備が必要である。

(建設課)【H-②】

7 制御不能な複合災害・二次災害を発生させない

7-1 沿道の建物倒壊による直接的な被害及び交通麻痺

<住宅・建築物等の耐震化>

・住まいと街の安全性を高めるために、倒壊の恐れのある昭和56年5月31日以前に建築された木造住宅について、耐震診断の受診を促進すると共に、補強が必要な場合の設計・工事への支援を行い、住宅の耐震化を促進する必要がある。

(建設課)【G-①】

<沿道建築物の倒壊防止等>

・避難行動中の路上での二次災害を防止するため、沿道のブロック塀の倒壊防止、屋外広告板・窓ガラス等の落下防止等について推進する必要がある。また、災害時の住民の避難や緊急車両の通行に重要な、緊急輸送道路や幹線道路の沿道建築物について、耐震診断の受診を啓発すると共に、補強が必要な場合の設計・工事への支援を行い建築物の耐震化を促進する必要がある。

(建設課)【G-①】

<道路啓開体制の整備>

・大規模災害発生時における地域交通ネットワークの途絶の恐れがあるため、国、県、他市町及び建設企業と連携し、迅速な道路啓開の体制整備を推進する必要がある。

(建設課)【H-②】
7-2 防災施設等の損壊・機能不全による二次災害の発生
<p><排水機場等施設の耐震化></p> <p>・排水機場等施設のうち、老朽化が著しく、大規模地震等で崩壊した場合に人命等に被害が及ぶ施設について、施設の耐震化を進めるとともに、地震時の被害を最小化するため、施設更新を促進する必要がある。</p> <p>(産業課)【E-②】</p>
7-3 有害物質の大規模拡散・流出
<p><有害物質の流失対策></p> <p>・有害物質の大規模拡散・流出等による健康被害や環境への悪影響を防止する取り組みを進める必要がある。</p> <p>(住民課)【D-②】</p>
7-4 農地等の荒廃による被害の拡大
<p><農地・農業水利施設等の地域資源の適切な保全管理></p> <p>・地域コミュニティの脆弱化により、地域防災力・活動力の低下が懸念されるため、農地・農業水利施設等の地域資源について、適切な保全管理や自立的な防災・復旧活動が行われる体制を整備する必要がある。</p> <p>(産業課)【E-②】</p>
7-5 風評被害による農産物等に対する経済的な影響
<p><正確な情報の収集および提供></p> <p>・災害発生時における地理的な誤認識や消費者の過剰反応等による風評被害を防ぐため、正確な被害情報等を収集し、正しい情報を迅速かつ正確に提供するとともに、関係機関等と連携し、市内産物の販売促進や観光客等の誘客など積極的な風評被害対策を講じる必要があります。このため、平時から関係機関等との連携構築等を行う必要がある。</p> <p>(産業課)【A-③】【E-①】</p>

8 社会・経済が迅速かつ従前より強靱な姿で復興できる条件を整備する

8-1 大量に発生する災害廃棄物の処理の停滞により復旧・復興が大幅に遅れる事態
<p><災害廃棄物の適切な処理></p> <p>・大規模地震発生による災害廃棄物の処理を適正かつ迅速に行う必要がある。</p> <p>・令和元年度に完成した一般廃棄物可燃ごみ焼却施設は、災害廃棄物量を見込んだ施設規模としているため、今後も適正に維持管理する必要がある。</p>

・大規模災害時には災害廃棄物に係る適正処理について、民間事業者に協力を要請する必要がある。
(住民課)【D-①】

8-2 道路啓開等の復旧を担う人材等(専門家、コーディネーター、労働者、地域に精通した技術者等)の
不足により復旧・復興が大幅に遅れる事態

<被災建築物応急危険度判定コーディネーターの確保>

・被災建築物応急危険度判定コーディネーターは、大規模地震後、被災建築物応急危険度判定を行う際に、町の判定実施本部と判定士との連絡調整を担うことから判定実施主体となる町において必要人数を確保する必要がある。

(建設課)【A-②】【G-④】

<被災建築物応急危険度判定士の養成>

・被災宅地危険度判定士は、宅地が大規模で広範囲に災害を受けた場合に、被害の発生状況を迅速かつ的確に把握し、宅地の二次災害を防止する目的で被災宅地危険度判定を実施することから、判定士を養成する必要がある。

(建設課)【A-②】【G-④】

<応援部隊やボランティア団体の受け入れ拠点整備>

・災害発生時に広域的な応援を受けられるよう、自衛隊・警察・消防・TEC-FORCE(緊急災害対策派遣隊)等の応援部隊やボランティア団体の受け入れ拠点を早急に整備する必要がある。

(危機管理課)【A-①】【B-④】【C-④】

<木曾岬町業務継続計画の改定等>

・木曾岬町業務継続計画の改定や訓練実施による実行性を向上させる必要がある。

(総務政策課・危機管理課)【A-②】【B-②】

8-3 地域コミュニティの崩壊により復旧・復興が大幅に遅れる事態

<地域における防災リーダーの育成>

・地域コミュニティでの防災力強化を図るため、自主防災活動の活性化と組織率の向上を図るとともに、地域における防災リーダーを育成する必要がある。

(危機管理課)【C-①】

8-4 基幹インフラの損壊により復旧・復興が大幅に遅れる事態

<緊急輸送路等の整備、耐震対策>

・大規模災害発生時における緊急輸送路等の途絶の恐れがあるため、緊急輸送道路となる幹線道路の整備や橋梁の耐震化を国、県と連携を図り、進める必要がある。

(建設課)【H-③】

<被災地の迅速な復旧対策を図る地籍調査の推進>

・被災地における住宅再建等の復旧復興が滞る恐れがある。

(産業課)【H-①】

8-5 広域地盤沈下等による広域・長期にわたる浸水被害の発生により復旧・復興が大幅に遅れる事態

<水門等の自動化、遠隔操作化>

・木曾川鍋田上水門は自動化・遠隔操作化されるが、鍋田川下水門については、手動操作となっているため、自動化、遠隔操作化を検討する必要がある。

(建設課)【H-④】

<津波ハザードマップの活用推進>

・津波ハザードマップを活用して危険区域の周知等のソフト対策を推進する必要がある。

(危機管理課)【B-⑥】

<洪水ハザードマップの活用推進>

・洪水ハザードマップを活用して危険区域の周知等のソフト対策を推進する必要がある。

(危機管理課)【B-⑥】

<高潮ハザードマップの活用推進>

・高潮ハザードマップを活用して危険区域の周知等のソフト対策を推進する必要がある。

(危機管理課)【B-⑥】

<警戒・避難情報の体制整備>

・洪水、高潮に関する警戒情報や避難情報を、町民や観光客に対し迅速かつ的確に伝える体制を整備する必要がある。

(危機管理課)【B-⑥】

第5章 リスクへの対応方策の検討

(1) 各プログラムの推進方針

第4章の脆弱性評価の結果から抽出された課題に対し、今後取り組むべき各プログラムの推進方針を次のとおりとします。

1. 直接死を最大限防ぐ

1-1 建物・交通施設等の複合的・大規模倒壊による多数の死傷者の発生
<ul style="list-style-type: none">・建物内の家具類転倒防止の啓発（危機管理課）・防災学習・防災訓練の支援（危機管理課）・住宅・建築物等の耐震化（建設課）・沿道建築物の倒壊防止等（建設課）・消防体制の充実強化（危機管理課）・火災予防対策の推進（危機管理課）・狭あい道路の整備促進（建設課）・学校施設の長寿命化（教育課）
1-2 広域にわたる大規模津波等による多数の死傷者の発生
<ul style="list-style-type: none">・津波ハザードマップの活用推進（危機管理課）・大規模災害を考慮した都市づくり（総務政策課）・水門の自動化、遠隔操作化（建設課）・木曾川、鍋田川における堤防の耐震・液状化対策（建設課）・木曾川下流部における防災拠点整備等（危機管理課）
1-3 風水害による広域かつ長期的な町内全域の浸水
<ul style="list-style-type: none">・洪水ハザードマップの活用推進（危機管理課）・高潮ハザードマップの活用推進（危機管理課）・警戒・避難情報の体制整備（危機管理課）・下水道施設の老朽化・耐震化対策（建設課）・農業用施設等の整備・改善・更新（産業課）・木曾川下流部、鍋田川における高潮対策（建設課）・木曾川下流部における洪水対策（建設課）（危機管理課）
1-4 情報伝達の不備等による避難行動の遅れ等で多数の死傷者の発生
<ul style="list-style-type: none">・災害対策本部の体制強化（危機管理課）・防災行政無線等の更新（危機管理課）・防災情報システムの導入や防災対策のICT化（危機管理課）・災害情報収集のSNS等の活用（危機管理課）

- ・ 防災情報の多言語化 （危機管理課）
- ・ 防災学習・防災訓練の支援 （危機管理課）

2. 救助・救急、医療活動等が迅速に行われるとともに、被害者等の健康・避難生活環境を確実に確保する

2-1 被災地での食料・飲料水等、生命に関わる物資供給の長期停止
<ul style="list-style-type: none"> ・ 関係機関との連絡体制の構築および連絡体制の強化 （危機管理課） ・ 民間事業者等との連絡強化 （危機管理課） ・ 個人備蓄の啓発活動 （危機管理課） ・ 公的備蓄の維持・充実 （危機管理課）
2-2 消防等の被災等による救助・救急活動等の絶対的不足
<ul style="list-style-type: none"> ・ 消防体制の充実強化 （危機管理課） ・ 消防団の強化 （危機管理課）
2-3 救助・救急、医療活動のためのエネルギー供給の長期途絶
<ul style="list-style-type: none"> ・ 燃料供給事業者との訓練の実施・検証 （危機管理課）
2-4 医療施設及び関係者の絶対的不足・被災、支援ルートの途絶による医療機能の麻痺
<ul style="list-style-type: none"> ・ 災害ヘリポートの指定 （危機管理課） ・ 救命講習の啓発 （危機管理課） ・ 医薬品等の調達方法や救護班の運用検討 （福祉健康課）（危機管理課） ・ 救急救命体制の強化 （危機管理課） ・ 災害医療体制の充実・強化 （福祉健康課）
2-5 被災地における疾病・感染症等の大規模発生
<ul style="list-style-type: none"> ・ 感染症に関する資機材の整備 （福祉健康課）（危機管理課） ・ 医薬品等の調達方法や救護班の運用検討 （福祉健康課）（危機管理課） ・ 応急手当普及員の育成 （危機管理課） ・ 要配慮者への受入態勢整備 （危機管理課） ・ 簡易トイレの備蓄整備推進 （危機管理課） ・ 予防接種の促進 （福祉健康課）

3. 必要不可欠な行政機能は確保する

3-1 町の職員・施設等の被災による機能の大幅な低下

- ・町職員の防災意識の向上（総務政策課）
- ・町の施設の機能確保（総務政策課）
- ・応援部隊やボランティア団体の受け入れ拠点整備（危機管理課）
- ・木曽岬町業務継続計画の改定等（総務政策課・危機管理課）
- ・非常用電源の充実や再生可能エネルギーの導入（危機管理課）（各施設管理者）
- ・災害対応職員の食糧確保（危機管理課）
- ・防災訓練や研修の実施（危機管理課）（総務政策課）

4. 必要不可欠な情報通信機能・情報サービスは確保する

4-1 電力供給停止等による情報通信の麻痺・長期停止

- ・非常用電源の充実及び再生可能エネルギーの導入（危機管理課）（各施設管理者）

4-2 災害情報が必要な者に伝達できない事態

- ・木曽岬町災害時緊急メールの登録推進（危機管理課）

5. 経済活動を機能不全に陥らせない

5-1 サプライチェーンの寸断等による企業の生産力低下

- ・事業継続計画（BCP）の策定支援（産業課）
- ・積極的な融資計画の推進（産業課）

5-2 基幹的陸上交通ネットワークの機能停止

- ・輸送機関の確保（危機管理課）
- ・基幹的交通インフラの安全性の確保（建設課）
- ・道路啓開体制の整備（建設課）

5-3 食料・水等の安定供給の停滞

- ・物資の供給等の応援協定の推進（危機管理課）
- ・個人備蓄の意識定着（危機管理課）
- ・公的備蓄の維持・充実（危機管理課）

6. ライフライン、燃料供給関連施設、交通ネットワーク等の被害を最小限に留めるとともに、早期に復旧させる

6-1	電力供給ネットワーク（発電所、送配電設備）や石油・LPGガス、サプライチェーンの機能停止
	・燃料確保の協定や運搬給油の体制確立（危機管理課）
6-2	上水道等の長期間にわたる供給停止
	・個人備蓄の意識定着（危機管理課）
	・公的備蓄の維持・充実（危機管理課）
	・水道施設の耐震化等（建設課）
	・相互応援体制の充実（建設課）
	・危機管理体制の確立（建設課）
6-3	污水处理施設等の長期間にわたる機能停止
	・簡易トイレの備蓄整備推進（危機管理課）
	・污水处理施設の耐震化（建設課）
6-4	地域交通ネットワークが分断する事態
	・輸送機関の確保（危機管理課）
	・道路啓開体制の整備（建設課）
	・道路ネットワークの整備（建設課）

7. 制御不能な複合災害・二次災害を発生させない

7-1	沿道の建物倒壊による直接的な被害及び交通麻痺
	・住宅・建築物等の耐震化（建設課）
	・沿道建築物の倒壊防止等（建設課）
	・道路啓開体制の整備（建設課）
7-2	防災施設等の損壊・機能不全による二次災害の発生
	・排水機場等施設の耐震化（産業課）
7-3	有害物質の大規模拡散・流出
	・有害物質の流出（住民課）
7-4	農地等の荒廃による被害の拡大
	・農地・農業水利施設等の地域資源の適切な保全管理（産業課）
7-5	風評被害による農産物等に対する経済的な影響
	・正確な情報の収集および提供（産業課）

8. 社会・経済が迅速かつ従前より強靱な姿で復興できる条件を整備する

8-1	大量に発生する災害廃棄物の処理の停滞により復旧・復興が大幅に遅れる事態
	・災害廃棄物の適切な処理（住民課）
8-2	道路啓開等の復旧を担う人材等（専門家、コーディネーター、労働者、地域に精通した技術者等）の不足により復旧・復興が大幅に遅れる事態
	・被災建築物応急危険度判定コーディネーターの確保（建設課）
	・被災宅地危険度判定士の養成（建設課）
	・応援部隊やボランティア団体の受け入れ拠点整備（危機管理課）
	・木曾岬町業務継続計画の改定等（危機管理課）
8-3	地域コミュニティの崩壊により復旧・復興が大幅に遅れる事態
	・地域における防災リーダーの育成（危機管理課）
8-4	基幹インフラの損壊により復旧・復興が大幅に遅れる事態
	・緊急輸送路等の整備、耐震対策（建設課）
	・被災地の迅速な復旧対策を図る地籍調査の推進（産業課）
8-5	広域地盤沈下等による広域・長期にわたる浸水被害の発生により復旧・復興が大幅に遅れる事態
	・水門等の自動化、遠隔操作化（建設課）
	・津波ハザードマップの活用推進（危機管理課）
	・洪水ハザードマップの活用推進（危機管理課）
	・高潮ハザードマップの活用推進（危機管理課）
	・警戒・避難情報の体制整備（危機管理課）

(2) 施策分野ごとの取組

第4章における脆弱性評価の結果を踏まえ、今後、本町の地域強靱化に向け、第3章(3)の「施策分野」ごとに、ハード、ソフト両面から取り組むべき事業を策定します。(別紙1のとおり)

(3) リスクシナリオと施策分野の相関(マトリクス)

「29のリスクシナリオ(起きてはならない最悪の事態)」を縦軸とし、10の「施策分野(AからJ)」のリスクを横軸に設定し、整理します。(別紙2のとおり)

(4) 対応方策の重点化

限られた資源により効率的・効果的に国土強靱化を推進するためには、プログラムの重点化を行いながら進める必要があります。

本町では、以下の考え方をもとにプログラムの重点化を行い、今後の進捗状況等を踏まえながら、取組の一層の推進に努めます。

【プログラムの重点化の考え方】

国土強靱化の基本目標である「Ⅰ. 人命の保護が最大限図られること」「Ⅱ. 本町及び社会の重要な機能が致命的な障害を受けず維持されること」「Ⅲ. 町民の財産及び公共施設に係る被害の最小化が図られること」「Ⅳ. 迅速な復旧復興に資すること」への関わりを評価し、重点化プログラムを位置づける。

上記（１）で示した「各プログラムの推進方針」のうち、特に重点化を必要とする10項目の取組については、次のとおりです。

—重点化プログラムに係るリスクシナリオ(起きてはならない最悪の事態)—

1. 直接死を最大限防ぐ

- 1-1 建物・交通施設等の複合的・大規模倒壊による多数の死傷者の発生
- 1-2 広域にわたる大規模津波等による多数の死傷者の発生
- 1-3 異常気象等による広域かつ長期的な町内全域の浸水
- 1-4 情報伝達の不備等による避難行動の遅れ等で多数の死傷者の発生

2. 救助・救急、医療活動等が迅速に行われるとともに、被害者等の健康・避難生活環境を確実に確保する

- 2-1 被災地での食料・飲料水等、生命に関わる物資供給の長期停止

3. 必要不可欠な行政機能は確保する

- 3-1 町の職員・施設等の被災による行政機能の大幅な低下

4. 必要不可欠な情報通信機能・情報サービスは確保する

- 4-2 災害情報が必要な者に伝達できない事態

5. 経済活動を機能不全に陥らせない

- 5-2 基幹的陸上交通ネットワークの機能停止

6. 大規模自然災害発生後であっても、生活・経済活動に必要最低限の電気、ガス、

上下水道、交通ネットワーク等を確保するとともに、これらの早期復旧を図る

6-2 上水道等の長期間にわたる供給停止

7. 制御不能な二次災害を発生させない

7-1 沿道の建物倒壊による直接的な被害及び交通麻痺

8. 社会・経済が迅速かつ従前より強靱な姿で復興できる条件を整備する

8-5 広域地盤沈下等による広域・長期にわたる浸水被害の発生により復旧・復興が大幅に遅れる事態

第6章 計画の着実な推進

(1) PDCAサイクルによる計画推進

本町の強靱化に向けては、本計画に掲げる関連施設を総合的かつ計画的に実施することが必要であり、そのためには、毎年度の施策の進捗状況等を踏まえた効果的な施策展開が必要であります。

このため、本計画の推進にあたっては、関連施策の進捗状況を適切に管理しながら、重点化の見直しなども含む計画の推進方策を毎年度策定し、予算編成や国への政策提案に結び付け、新たな施策展開を図っていくというPDCAサイクルを構築します。

こうしたPDCAサイクルを通じ、本町の地域強靱化のスパイラルアップを目指していきます。

(2) 推進体制

計画の推進にあたっては、本町庁内に設置している、「木曾岬町国土強靱化地域計画策定ワーキング会議」を中心とした全庁横断的な体制のもと、三重県・国の関係組織や関係団体等と連携・協力し、計画に掲げる施策の進捗管理を効果的に実施します。

(3) 本計画の見直し

本計画においては、本町の内外における社会経済情勢の変化や国、三重県及び本町を通じた国土強靱化施策の進捗状況などを考慮し、概ね5年ごとに計画内容の見直しを行うものとします。

ただし、軽微な計画の変更については、毎年度の対応方策の検討の中で対応するものとします。

(別紙1) 施策分野ごとの取組

A. 行政機能・消防

主に対応するリスクシナリオNo.1-1, 2-4, 3-1, 8-2

① 防災拠点機能の確保

【総務政策課】

・災害対策本部を設置する庁舎は、災害時でも庁舎機能を速やかにかつ、確実に確保しなければならないことから、浸水や液状化についての対策および書棚などの転倒防止策や窓ガラス飛散防止フィルムの貼付など執務環境の減災に努めていきます。また、非常用電源の燃料や備蓄している飲料水にも限りがあるため、補給先についての検討も行っていきます。

【教育課】

・学校施設の長寿命化計画を早期に策定し、計画的な改修を行うことにより施設の機能を維持していきます。

【福祉健康課】

・桑名市総合医療センターの災害拠点病院の指定を目指した取組を促進し、災害医療体制の充実を図ります。

・災害時の医療体制を確保するため、緊急時における関係機関や医師会等各種団体との協力、連携体制やDMA Tの受援体制を強化します。

・災害時の医療救護活動を迅速に実施するため、医師会等各種団体と連携し、救護班の編成体制を整えます。

【危機管理課】

・災害発生時に広域的な応援を受けられるよう、自衛隊・警察・消防・TEC-FORCE（緊急災害対策派遣隊）等の応援部隊やボランティア団体の受け入れ拠点を早急に整備します。

主に対応するリスクシナリオNo.2-4, 3-1, 5-1, 8-2

② 業務継続体制の整備・人材育成

【総務政策課】

・職員に対して、災害時の適正な判断力や災害対応力を養成し、迅速かつ的確な災害応急対策を実施できるよう、災害対応についての研修や各所属の役割と自己の任務について習熟しておくなど防災教育の徹底と意識向上を図ります。

・木曽岬町業務継続計画の改定や訓練実施による実行性の向上を図ります。

【危機管理課】

- ・救急救命士・指導救命士の養成と教育訓練を充実させ、救急救命士の資質の向上をめざします。
- ・救急件数の増加に対応するため、救急車の適正利用を呼びかけるとともに、救急隊の迅速な処置、医療機関との連携を強化させ、救急車の医療機関への収容時間の短縮を進めます。
- ・木曾岬町業務継続計画の改定や訓練実施による実行性の向上を図ります。
- ・行政機能を低下させることなく継続させるためには、24時間体制で対応に当たる職員の食糧の確保については、備蓄食糧を整備するための予算措置もないことから現状では備蓄困難であるため、その方策を検討します。
- ・災害時に職員の適正な判断力や対応力を養成し、迅速かつ的確な災害応急対策を実施できるよう、防災訓練の実施や研修を実施します。

【産業課】

- ・商工会と町の共同で認定を受けている事業継続力強化支援事業計画に基づき、商工会が主体となって町内企業の事業継続計画（BCP）策定を支援し、企業の災害対応力の向上を図ります。

【建設課】

- ・被災建築物応急危険度判定コーディネーターは、大規模地震後、被災建築物応急危険度判定を行う際に、町の判定実施本部と判定士との連絡調整を担うことから判定実施主体となる町において必要人数を確保します。
- ・被災宅地危険度判定士は宅地が大規模で広範囲に災害を受けた場合に、被害の発生状況を迅速かつ的確に把握し、宅地の二次災害を防止する目的で被災宅地危険度判定を実施するため、判定士を養成します。

主に対応するリスクシナリオNo.1-4, 7-5

③ 町民等への情報発信

【危機管理課】

- ・災害時に外国人の安全を確保するため、防災情報の多言語化を図ります。

【産業課】

- ・災害発生時における地理的な誤認識や消費者の過剰反応等による風評被害を防ぐため、正確な被害情報等を収集し、正しい情報を迅速かつ的確に提供するとともに、関係機関等と連携し、町内産物の販売促進や観光客等の誘客など積極的な風評被害対策

を講じます。このため、平時から関係機関等との連携構築等を行います。

- ・ 平時からマスメディア等と協力・連携等を推進することで、災害時においても、町内外に積極的なシティプロモーションができる体制を整備します。

主に対応するリスクシナリオNo.1-1

④ 火災予防に関する啓発活動

【危機管理課】

- ・ 防火対象物への立入検査及び違反対象物への是正指導の推進に努めます。
- ・ 住宅用火災警報器の設置および適切な維持管理についての普及啓発に努めます。
- ・ 火災予防運動や高齢者世帯の防火診断などにより、町民の防火意識を高めます。

主に対応するリスクシナリオNo.2-2

⑤ 消防施設等の整備

【危機管理課】

- ・ 消防本部の高台移転と消防庁舎移転等の検討を進めます。
- ・ 緊急消防援助隊の受け入れと出動が、円滑に進むよう態勢を整えます。
- ・ 消防団施設や車両、安全装備品などの整備を行います。

主に対応するリスクシナリオNo.1-1, 2-2

⑥ 地域の消防力の確保

【危機管理課】

- ・ 消防資機材・消防水利の整備と隊員の教育訓練を充実させます。
- ・ 三重北消防指令センターのスムーズな運用に努めます。
- ・ 消防団員の処遇の改善により、消防団に入団しやすい環境づくりに努めます。
- ・ 消防団員の活動を充実させるため、さらに教育訓練を行い、また、消防団施設や車両、安全装備品などの整備を行います。

B. 防災・危機管理

主に対応するリスクシナリオNo.1-1, 1-4, 2-3

① 防災訓練の充実

【危機管理課】

- ・ 町民ひとりひとりが正しい知識を身につけ町から伝達される情報を正しく理解して避難行動に移ることができるよう、小中学校での防災学習の充実や地域での防災訓練を支援します。
- ・ 町役場、消防署や医療機関等において必要とする非常用発電設備用の石油燃料や緊急車両への燃料を確保するため、石油業協同組合など燃料供給事業者との協定に基づく訓練の実施や検証を行います。

【危機管理課】

- ・ 地震や津波、火災など非常事態の発生を想定したマニュアルや規定を備えており、定期的な防災訓練を実施します。
- ・ 自治体をはじめとする関係機関との一層の連携を図ります。

主に対応するリスクシナリオNo.1-4, 2-1, 3-1, 8-2

② 防災計画の充実及び体制の強化

【危機管理課】

- ・ 国、県、町の防災関係機関において迅速、的確に情報を収集し、伝達できるよう災害対策本部の体制を更に強化します。
- ・ 受援体制を確立するため、災害時受援計画を策定するとともに、自治体間の相互応援協定や民間事業者等との協定を結び、円滑な応急対策及び復旧対策が実施できるよう、平常時から関係機関との連絡体制の構築等、連携体制の強化を図ります。
- ・ 木曾岬町業務継続計画の改定や訓練実施による実行性の向上を図ります。

主に対応するリスクシナリオNo.2-1, 5-3, 6-1, 6-2

③ 広域応援体制の整備

【危機管理課】

- ・ 受援体制を確立するため、災害時受援計画を策定するとともに、自治体間の相互応援協定や民間事業者等との協定を結び、円滑な応急対策及び復旧対策が実施できるよう、平常時から関係機関との連絡体制の構築等、連携体制の強化を図ります。
- ・ 民間事業者等と大規模災害発生時における物資の供給や輸送及び荷さばき業務等に関する応援協定を推進し、災害時においてさらなる迅速な調達・輸送が行えるよう、訓練等により連携の強化を図ります。
- ・ 大規模災害時に燃料不足状態に陥り、応急対策の遅れ等が発生することを防ぐため、石油、ガス等の燃料の確保のための協定の締結や円滑な運搬給油のための体制を確立

します。

【建設課】

- ・近隣市町との連携を強化します。
- ・水道団体等による合同防災訓練を通じ、相互応援体制の充実を図ります。

主に対応するリスクシナリオNo.1-2, 3-1, 8-2

④ 避難所整備

【危機管理課】

- ・災害発生時に広域的な応援を受けられるよう、自衛隊・警察・消防・T E C - F O R C E（緊急災害対策派遣隊）等の応援部隊やボランティア団体の受け入れ拠点を早急に整備します。

主に対応するリスクシナリオNo.2-1, 2-5, 5-1, 5-3, 6-2

⑤ 物資・資機材等の備蓄

【危機管理課】

- ・水や飲料など個人備蓄にかかる意識の浸透と定着をめざして、啓発活動を実施します。
- ・避難者に食料、飲料水等を提供するため、公的備蓄を維持・充実します。
- ・災害発生時の生活環境の悪化、被災者の抵抗力の低下等による感染症等の発生を抑えるため、感染症に関する資機材の整備を行います。

【建設課】

- ・災害時に備え、備蓄品給水タンク等の備蓄数、備蓄場所の見直しを実施し、応急給水体制の最適化に努めます。
- ・応急給水拠点の確保、応急復旧資機材の備蓄を行います。

主に対応するリスクシナリオNo.1-2, 1-3, 1-4, 4-2, 8-5

⑥ 災害情報の収集・伝達

【危機管理課】

- ・津波ハザードマップを活用して危険区域の周知等のソフト対策を推進します。
- ・情報通信技術（I C T）を活用した津波情報の収集、町民への伝達体制を構築します。
- ・洪水ハザードマップを活用して危険区域の周知等のソフト対策を推進します。
- ・高潮ハザードマップを活用して危険区域の周知等のソフト対策を推進します。
- ・洪水、高潮に関する警戒情報や避難情報を、町民や観光客に対し迅速かつ的確に伝える体制を図ります。
- ・災害情報伝達手段としての防災行政無線や戸別受信機等を計画的に改修・更新します。
- ・災害情報を迅速に収集、分析し、適確な災害対策を立案、実施するため、防災情報

システムを導入するなど、防災対策のICT化を推進します。

- ・ 災害情報の収集、発信手段としてSNS等を活用することを検討します。
- ・ 災害発生時、対応策検討のための情報収集手段として防災ドローンやヘリコプターテレビシステムなどを活用した映像・画像による災害情報の収集体制の整備を図ります。
- ・ 災害情報伝達手段のひとつとして「木曾岬町配信メール（緊急災害）」の登録を推進します。

主に対応するリスクシナリオNo.3-1, 4-1

⑦ 電源の確保

【総務政策課】

- ・ 災害対策本部を設置する庁舎は、災害時でも庁舎機能を確実に確保しなければならないことから、庁舎屋上に連続稼働可能時間 72 時間の非常用発電施設を設置しています。

【危機管理課】

- ・ 電力供給遮断などの非常時に、避難住民の受入れを行う避難所や防災拠点等（公共施設等）において、機能維持等に必要不可欠な電力を確保するため、非常用電源の充実や、再生可能エネルギー等の導入を推進します。

C. 町民・地域コミュニティ

主に対応するリスクシナリオNo.2-5, 8-3

① 地域防災力の向上

【危機管理課】

- ・大規模災害時には応急手当が重要になってくるため、更なる応急手当普及員の育成を図ります。
- ・地域コミュニティでの防災力強化を図るため、自主防災活動の活性化と組織率の向上を図るとともに、地域における防災リーダーの育成に努めます。

主に対応するリスクシナリオNo.1-1, 1-4, 2-4

② 防災意識の高揚、防災教育の実施

【危機管理課】

- ・大規模震災時に家具類等の転倒、落下による事故を防止するため、家具類等の安全対策について啓発を更に推進します。
- ・町民ひとりひとりが正しい知識を身につけ、町から伝達される情報を正しく理解して避難行動に移ることができるよう、小中学校での防災学習の充実や地域での防災訓練を支援します。
- ・災害時の救命率を高めるため、町民に対し開催している救命講習について、受講者数の増加を図ります。
- ・住宅用火災警報器の設置および適切な維持管理についての普及啓発に努めます。
- ・火災予防運動や高齢者世帯の防火診断などにより、町民の防災・防火意識を高めていきます。

主に対応するリスクシナリオNo.2-5

③ 避難行動要配慮者対策（地域福祉）

【福祉健康課】【危機管理課】

- ・災害発生時の生活環境の悪化、被災者の抵抗力の低下等による感染症等の発生を抑えるため、感染症に関する資機材の整備を行います。

主に対応するリスクシナリオNo.3-1, 8-2

④ ボランティア活動体制の強化（地域活動）

【危機管理課】

- ・災害発生時に広域的な応援を受けられるよう、自衛隊・警察・消防・T E C - F O R C E（緊急災害対策派遣隊）等の応援部隊やボランティア団体の受け入れ拠点を早急に整備します。

D. 環境

主に対応するリスクシナリオNo.8-1

① 災害廃棄物処理体制の整備

【住民課】

- ・平成 29 年度に策定した災害廃棄物処理計画に従って、大規模災害発生による災害廃棄物の処理を適正かつ迅速に行っていきます。
- ・令和元年度に完成した一般廃棄物可燃ごみ焼却施設は、災害廃棄物量を見込んだ施設規模としており、今後も適正に維持管理を行っていきます。
- ・災害廃棄物等に関する応援協定により、大規模災害時には車両・機材・物資・人員等の調達について三重県に協力を要請します。

主に対応するリスクシナリオNo.7-3

② 有害物質の流出対策

【住民課】

- ・有害物質の大規模拡散・流出等による健康被害や環境への悪影響を防止する取り組みを進めます。

E. 産業経済・農業

主に対応するリスクシナリオNo.5-1, 7-5,

① 商工・観光振興

【産業課】

- ・大規模災害発生時において、中小企業者及び農林漁業者等に対し、国・県から共有される融資制度を紹介して、積極的な資金の融資計画を推進します。
- ・災害発生時における地理的な誤認識や消費者の過剰反応等による風評被害を防ぐため、正確な被害情報等を収集し、正しい情報を迅速かつ的確に提供するとともに、関係機関等と連携し、町内産物の販売促進や観光客等の誘客など積極的な風評被害対策を講じます。このため、平時から関係機関等との連携構築等を行います。

【産業課】

- ・風評被害対策として、災害時において、観光客の大幅な減少が起こらないよう、内外にあらゆる広報媒体を通じ積極的に正しい情報を発信します。

主に対応するリスクシナリオNo.1-3, 7-2, 7-4

② 農業生産基盤等の災害対応力の強化

【産業課】

- ・地域コミュニティの脆弱化により、地域防災力・活動力の低下が懸念されるため、農地・農業水利施設等の地域資源について、適切な保全管理や自立的な防災・復旧活動が行われる体制を整備します。
- ・農地・農業用施設の湛水被害の解消対策や、自然環境や社会情勢の変化等によって機能低下した農業用排水施設等の整備・改善を図ります。
- ・海拔 0m以下の地域では、大規模・長時間に亘る停電時に対応可能な排水施設等の整備を図ります。
- ・河川洪水時に自然流下が不可能となる地域では、内水排除について排水ポンプの能力強化等を進めます。
- ・排水施設が浸水した場合に備え、耐水扉の設置や、ポンプ機器類の高所化を図ります。
- ・老朽化した近江島排水機場、幹線排水路の更新を行うため、事業計画を策定し、事業採択を県へ要望します。

(県営湛水防除事業)

- ・源緑排水機場においては、樋管の耐震対策が必要であると想定されており、その耐震対策を県へ要望します。

(県営湛水防除事業)

F. 福祉・保健医療

主に対応するリスクシナリオNo.2-4, 2-5

① 救急医療体制の充実

【福祉健康課】

- ・ 桑名市総合医療センターの災害拠点病院の指定を目指した取組を促進し、災害医療体制の充実を図ります。
- ・ 災害時の医療体制を確保するため、緊急時における関係機関や医師会等各種団体との協力、連携体制を強化します。
- ・ 災害時の医療救護活動を迅速に実施するため、医師会等各種団体と連携し、救護班の編成体制を整えます。

【危機管理課】

- ・ 救急救命士、指導救命士の養成と教育訓練を充実させ、救急救命士の資質の向上をめざします。
- ・ 救急件数の増加に対応するため、救急車の適正利用を呼びかけ、救急車の医療機関への収容時間の短縮を進めます。

【福祉健康課】【危機管理課】

- ・ 災害時には救護所を設置することとしており、救護活動について、一般社団法人桑名医師会と救護所で使用する医薬品等の調達方法や救護班の運用等を検討します。
- ・ 重症傷病者を速やかに処置し搬送するために、ドクターヘリが安全に着陸できるヘリポートの指定を進めます。

主に対応するリスクシナリオNo.2-5

① 感染症予防対策

【福祉健康課】

- ・ 感染症の発生・まん延を防ぐため、平時から予防接種を促進します。

G. 都市整備

主に対応するリスクシナリオNo.1-1, 7-1

① 住宅・建築物等の防火性向上・耐震化

【建設課】

- ・住まいと街の安全性を高めるために、倒壊の恐れのある昭和56年5月31日以前に建築された木造住宅について、耐震診断の受診を促進すると共に、補強が必要な場合の設計・工事への支援を行い、住宅の耐震化を促進します。
 - ・避難行動中の路上での二次災害を防止するため、沿道のブロック塀の倒壊防止、屋外広告板・窓ガラス等の落下防止等について推進します。
- また、災害時の住民の避難や緊急車両の通行に重要な、緊急輸送道路や幹線道路の沿道建築物について、耐震診断の受診を啓発すると共に、補強が必要な場合の設計・工事への支援を行い建築物の耐震化を促進します。

主に対応するリスクシナリオNo.1-2

② 都市計画制度の運用

【総務政策課】

- ・想定される地震・津波災害対策に向け、防災基盤の整備および防災体制の強化等に係る基本的な考え方を示し、木曾岬町都市計画マスタープランに反映します。

主に対応するリスクシナリオNo.5-2, 6-4

③ 緊急輸送体制（地域交通環境）の整備

【危機管理課】

- ・災害発生時には地域交通ネットワークが分断されるおそれがあることから、災害時における輸送機関の確保を図ります。

主に対応するリスクシナリオNo.8-2

④ 復旧・復興等を担う人材の確保

【建設課】

- ・被災建築物応急危険度判定コーディネーターは、大規模地震後、被災建築物応急危険度判定を行う際に、町の判定実施本部と判定士との連絡調整を担うことから判定実施主体となる町において必要人数を確保します。
- ・被災宅地判定士は、宅地が大規模で広範囲に災害を受けた場合に、被害の発生状況を迅速かつ的確に把握し、宅地の二次災害を防止する目的で被災宅地危険度判定を実施するため、判定士を養成します。

H. 土木

主に対応するリスクシナリオNo.8-4

① 地籍調査の推進

【産業課】

・被災地の住宅再建等の復旧復興が、用地境界の確定作業により滞ることがないよう、地籍調査等の実施を推進します。

(地籍調査事業)

主に対応するリスクシナリオNo.5-2, 6-4, 7-1

② 緊急輸送体制の整備

【建設課】

・緊急輸送路等の途絶を迅速に解消するため、国、県、関係機関との連携等により、装備資機材の充実、情報収集・共有や情報提供など必要な体制整備を図ります。

(国土交通省・三重県事業)

主に対応するリスクシナリオNo.1-1, 8-4

③ 道路の防災・減災対策及び耐震化

【建設課】

・緊急輸送路等は、避難や救急・救命活動、支援物資の輸送等について重要な役割果たすことから、緊急輸送路となる幹線道路の整備や橋梁の耐震化を国・県と連携を図り進めていきます。

・幅員の狭い道路いわゆる「狭あい道路」は、大規模自然災害時に避難・救助活動や消火活動が遅れ被害拡大の恐れがあることから、道幅の狭い道路を解消し、幅員の広い道路に整備していきます。

・大規模自然災害発生時には地域交通ネットワークが分断される恐れがあることから、バイパス・道路拡幅等により、町管理道路をはじめとする地域を繋ぐ道路ネットワークの整備を進めていきます。

主に対応するリスクシナリオNo.1-2, 1-3, 8-5

④ 総合的な治水対策

【建設課】

・大規模災害時に重要な役割を果たす水門が手動操作となっているところについては、自動化・遠隔操作化を県へ要望します。(県事業)

・河川堤防について、脆弱箇所の補強対策及び耐震対策を実施していきます。(国土交通省・三重県事業)

⑤ 河川・土砂災害対策

【建設課】

- ・木曾川下流部における南海トラフ巨大地震等に備えた河川堤防の耐震・液状化対策の推進を国へ要望します。(国土交通省事業)
- ・大型台風に備えた木曾川下流部の高潮堤防補強事業の早期完成を国へ要望します。(国土交通省事業)
- ・鍋田川における津波・高潮・洪水対策として堤防整備及び水門補強の早期完成を県へ要望します。(三重県事業)

【危機管理課】【建設課】

- ・木曾三川下流部における集中豪雨等による洪水対策として「水防災意識社会 再構築ビジョン」に基づくハード対策及びソフト対策の一体的かつ計画的に進めるよう国へ要望します。(国土交通省事業)

I. 教育

主に対応するリスクシナリオNo.1-1

① 学校教育・施設等整備

【教育課】

・長寿命化計画に基づく施設改修を計画的に実施していきます。

J. 上下水道

主に対応するリスクシナリオNo.6-2

① 上水道施設の整備

【建設課】

- ・ 上水道施設及び管路の耐震化及び老朽化対策を推進します。

主に対応するリスクシナリオNo.1-3

② 下水道施設の整備

【建設課】

- ・ 下水道施設の老朽化対策や耐震対策を推進します。

主に対応するリスクシナリオNo.6-2, 6-3

③ ライフラインの災害対応力の強化

【建設課】

- ・ 近隣市町との連携を強化します。
- ・ 水道団体等による合同防災訓練を通じ、相互応援体制の充実を図ります。
- ・ 災害時に備え、備蓄品給水タンク等の備蓄数、備蓄場所の見直しを実施し、応急給水体制の最適化に努めます。
- ・ 応急給水拠点の確保、応急復旧資機材の備蓄を行います。

【建設課】

- ・ 停電時等の緊急時の運転、管理体制の強化等を行います。

主に対応するリスクシナリオNo.2-5, 6-3

④ 下水処理施設の整備

【建設課】

- ・ 下水道施設の管路や施設等の耐震化を図ります。
- ・ 下水道処理施設等のストックマネジメント計画の策定、実施を行い施設の延命化を図ります。

【危機管理課】

- ・ 避難所トイレの不足が危惧されるため、トイレ処理セット等の備蓄を推進します。

(別紙2)
リスクシナリオと施策分野の相関(マトリクス)【第5章(3)】

基本目標	事前に備えるべき目標	リスクシナリオ(起きてはならない最悪の事態)	A 行政機能・消防	B 防災・危機管理	C 町民・地域コミュニティ	D 環境	E 産業経済・農業	F 福祉・保健医療	G 都市整備	H 土木	I 教育	J 上下水道	
I. 人命の保護が最大限図られること	1 直接死を最大限防ぐ	1-1 建物・交通施設等の複合的・大規模倒壊による多数の死傷者の発生	①④⑥	①	②				①	③	①		
		1-2 広域にわたる大規模津波等による多数の死傷者の発生		④⑥					②	④⑤			
		1-3 風水害による広域かつ長期的な町内全域の浸水			⑥			②			④⑤		②
		1-4 情報伝達の不備等による避難行動の遅れ等で多数の死傷者の発生		③	①②⑥	②							
	II. 本町及び社会の重要な機能が致命的な障害を受けず維持されること	2 救助・救急、医療活動等が迅速に行われるとともに、被害者等の健康・避難生活環境を確実に確保する	2-1 被災地での食料・飲料水等、生命に関わる物資供給の長期停止		②③⑤								
			2-2 消防等の被災等による救助・救急活動等の絶対的不足	⑤⑥									
			2-3 救助・救急、医療活動のためのエネルギー供給の長期途絶		①								
			2-4 医療施設及び関係者の絶対的不足・被災、支援ルートの途絶による医療機能の麻痺	①②		②			①				
			2-5 被災地における疫病・感染症等の大規模発生		⑤	①③			①②				
	III. 町民の財産及び公共施設に係る被害の最小化が図られること	3 必要不可欠な行政機能は確保する	3-1 町の職員・施設等の被災による行政機能の大幅な低下	①②	②④⑦	④							
			4-1 電力供給停止等による情報通信の麻痺・長期停止		⑦								
	IV. 迅速な復旧復興に資すること	4 必要不可欠な情報通信機能・情報サービスは確保する	4-2 災害情報が必要な者に伝達できない事態		⑥								
5 経済活動を機能不全に陥らせない			5-1 サプライチェーンの寸断等による企業の生産力低下	②				①					
			5-2 基幹的陸上交通ネットワークの機能停止							③	②		
	5-3 食料・水等の安定供給の停滞		③⑤										
6 ライフライン、燃料供給関連施設、交通ネットワーク等の被害を最小限に留めるとともに、早期に復旧させる	6-1 電力供給ネットワーク(発電電所、送配電設備)や石油・LPガス、サプライチェーンの機能の停止	6-1 電力供給ネットワーク(発電電所、送配電設備)や石油・LPガス、サプライチェーンの機能の停止		③									
		6-2 上水道等の長期間にわたる供給停止		③⑤								①③	
		6-3 汚水処理施設等の長期間にわたる機能停止										③④	
		6-4 地域交通ネットワークが分断する事態							③	②			
7 制御不能な複合災害・二次災害を発生させない	7-1 沿道の建物倒壊による直接的な被害及び交通麻痺	7-1 沿道の建物倒壊による直接的な被害及び交通麻痺							①	②			
		7-2 防災施設等の損壊・機能不全による二次災害の発生					②						
		7-3 有害物質の大規模拡散・流出				②							
		7-4 農地等の荒廃による被害の拡大					②						
		7-5 風評被害による農産物等に対する経済的な影響	③					①					
8 社会・経済が迅速かつ従前より強靱な姿で復興できる条件を整備する	8-1 大量に発生する災害廃棄物の処理の停滞により復旧・復興が大幅に遅れる事態	8-1 大量に発生する災害廃棄物の処理の停滞により復旧・復興が大幅に遅れる事態				①							
		8-2 道路啓開等の復旧を担う人材等(専門家、コーディネーター、労働者、地域に精通した技術者等)の不足により復旧・復興が大幅に遅れる事態	①②	②④	④				④				
		8-3 地域コミュニティの崩壊により復旧・復興が大幅に遅れる事態			①								
		8-4 基幹インフラの損壊により復旧・復興が大幅に遅れる事態								①③			
		8-5 広域地盤沈下等による広域・長期にわたる浸水被害の発生により復旧・復興が大幅に遅れる事態		⑥							④		

木曾岬町国土強靱化地域計画

令和3年3月

発行 木曾岬町

<http://town.kisosaki.lg.jp>

企画・編集

〒 498-8503

三重県桑名郡木曾岬町大字西対海地 251 番地

TEL 0567-68-6100

FAX 0567-68-3792